

○ 四国森林管理局監督・検査事務取扱要領

54高経第427号
昭和54年5月21日
高知営林局長通知

改正

26四経第94号
平成26年7月24日
四国森林管理局長通知

(目的)

第1条 この要領は、法令等に定めるもののほか、工事若しくは製造その他についての請負契約、又は物品の買入れその他の契約についての監督及び検査並びに「国有林野事業請負工事監督・検査実施要領」(昭和49年4月8日付け、49林野経第157号。以下「実施要領」という。)に基づく一般的な事務手続きを定め、適正な監督及び検査の実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、会計法(昭和22年法律第35号)を「法」、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)を「令」、契約事務取扱規則(昭和37年8月20日付け、大蔵省令第52号)を「規則」という。

(監督職員)

第3条 支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理(以下「本官」という。)及び分任支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官代理(以下「分任官」という。)から監督を命ぜられた職員、並びに森林管理局長及び森林管理署長(森林管理事務所長を含む。(以下「森林管理署長等」という。))から監督を命ぜられた職員を監督職員という。

(監督職員の職務)

第4条 監督職員は、規則第18条、第19条の規定によるほか、実施要領、林道工事監督実施細則(昭和49年8月30日付け、49高土第91号)、治山工事監督実施細則(昭和53年4月22日付け、53高治第127号)、建築工事監督実施細則(昭和54年5月21日付け、54高経第52号)造林請負実行監督要領(昭和38年7月28日付け、38高経第490号)及び素材生産請負事務取扱要領(昭和52年3月1日付け、52林野業第28号)等に基づき任務を遂行しなければならない。

(監督職員の報告)

第5条 監督職員は、規則第19条並びに実施要領等の規定による報告をしなければならない

ない。実施要領第 23 条の規定による工事完成報告並びにその他の完成報告について第 1 号様式により提出しなければならない。

(検査職員)

第 6 条 本官及び分任官から検査を命ぜられた職員、並びに森林管理局長及び森林管理署長等から検査を命ぜられた職員を検査職員という。

(検査職員の職務)

第 7 条 検査職員は、規則第 20 条の規定によるほか、実施要領、林道工事検査実施細則（平成 6 年 6 月 27 日付け、6 高整第 46 号）、治山工事検査実施細則（昭和 53 年 4 月 22 日付け、53 高治第 127 号）、建築工事検査実施細則（昭和 54 年 5 月 21 日付け、54 高経第 52 号）、造林請負検査要領（昭和 52 年 3 月 1 日付け、林野業第 28 号）等に基づき任務を遂行しなければならない。

(検査調書の作成)

第 8 条 検査職員は、検査を完了したときは、令第 101 条の 9 に規定する検査調書を、物品購入等については第 2 号様式、請負工事等については、第 3 号様式、運送等については第 4 号様式により、正副 2 通を作成し速やかに本官又は分任官に提出するものとする。

2 規則第 24 条により検査調書を省略する場合は、支出負担行為決議書に検査年月日を記入し検査職員が記名押印するものとする。

3 契約金額が 200 万円を超える場合においても借地料及び長継続契約に属するものについては、支出負担行為決議書に給付完了年月日を記入し検査職員が記名押印することによって、当該決議書を検査調書に兼ねることができるものとする。

4 第 15 条及び第 16 条により検査を行った場合は、検査調書を作成し依頼先の本官又は分任官に提出するものとする。

(検査に不適合の場合の措置)

第 9 条 検査職員は、検査の結果その給付が当該給付の内容に適合しないものであるときは、前条の検査調書に補修又は改造その他必要と認める措置についての意見を記載した書面を添付するものとする。

(任命権者)

第 10 条 監督職員及び検査職員等は、森林管理局においては本官、森林管理署等においては分任官が任命する。ただし、法第 29 条の 11 第 4 項に規定する場合は森林管理局長又は森林管理署長等が任命する。

(兼職禁止の特例)

第 11 条 監督職員と検査職員は、次に掲げる場合には兼職させることができる。

(1) 特殊な物件の工事若しくは、製造の請負契約で、監督職員のほかに検査を行うこと

ができる資格を有する職員がいないとき。

(2) 造林の請負契約に係るとき。

(3) 素材生産請負契約、その他の請負契約で監督の職務と検査の職務が明確に分離することが困難なとき。

(監督職員及び検査職員となる官職及び事務の範囲)

第12条 監督職員及び検査職員となる官職及び事務の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、これにより任命するものとする。

(任命の時期)

第13条 監督職員は、工事又は製造その他についての請負契約締結の都度、契約相手方が給付に着手する日までに任命する。

ただし、分任官が契約した工事又は製造その他の請負契約について年度当初現場担当職員を監督職員に任命し、当該年度分の監督を行わせることができる。

2 検査職員は、工事又は製造その他についての請負契約の場合は、監督職員経由による完成届等の提出を受け、これを確認したとき任命するものとする。ただし、200万円を超えないものについては、年度当初検査職員を任命し、当該年度内の検査を行わせることができる。

3 第11条の規定により、監督職員と検査職員を兼職任命する場合は、前項の規定にかかわらず監督職員の任命と同時に検査職員を任命するものとする。

4 監督職員又は監督職員として任命されている職員が、交替等の事由のため任務の遂行ができなくなった場合は、直ちにこれに代わる職員を任命するものとする。

(任命の方法)

第14条 監督職員及び検査職員の任命は、第15号(監督職員)及び第16号(検査職員)様式(平成25年10月25日付け、25四経第132号「四国森林管理局会計事務取扱細則の制定について」)により行うものとする。ただし、森林管理局及び森林管理署等において内勤の職員については、受命者の押印をもって任命書の交付に代える、現場職員については、任命書を交付する。

(本官契約に係る監督及び検査の依頼)

第15条 本官が契約した工事又は製造その他についての請負契約若しくは物品等の購入契約に係る監督又は検査について必要な場合は、当該森林管理署長等に依頼するものとする。

(分任官契約に係る監督及び検査の依頼)

第16条 分任官が契約した工事又は製造その他についての請負契約、若しくは物品等の購入契約に係る監督又は検査について必要な場合は、森林管理局長又は他の森林管理署長等に依頼できるものとする。

(監督及び検査委託)

第 17 条 本官又は分任官が監督若しくは検査を国の職員以外の者に委託する場合は、職員の技術の程度又は検査の設備からみてやむを得ないと認められる場合にかぎるものとする。

2 前項により委託をしようとする場合は、委託契約により行うものとする。

(立会職員の任命及び立会)

第 18 条 本官又は分任官が、検査事務を行うにあたり、必要があると認める場合は、検査職員、監督職員のほかに、検査立会職員を命じ検査に立ち会わせて確認させるものとする。

立会職員の任命は、第 14 条を準用する。

(任命簿の保管)

第 19 条 監督職員及び検査職員等の任命簿は、森林管理局にあっては経理課、森林管理署等にあっては総務グループ、が保管するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。